

平成25年9月甲良町議会定例会会議録

平成25年9月20日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 平成24年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 平成24年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第9号 平成24年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第11 議案第39号 甲良町子ども・子育て会議条例
- 第12 議案第42号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第43号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第44号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第45号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第46号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第47号 平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第48号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第49号 平成25年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）

- 第20 議案第50号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計
補正予算（第1号）
- 第21 意見書第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）
- 第22 請願第2号 地方財政の拡充に関する請願書
- 第23 発議第5号 甲良町盗水疑惑特別委員会設置に関する決議（案）
- 第24 議員派遣について
- 第25 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（11名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	11番	西澤伸明
12番	建部孝夫		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	中川愛博
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
道の駅管理室長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設水道課長	若林嘉昭	住民課長	山本昇
保健福祉課長	川嶋幸泰	学校教育課長	塚口博
社会教育課長	池田弥太郎	総務課参事	中川雅博
建設水道課参事	北坂仁		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 宝来正恵

(午前9時46分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年9月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員および1番 阪東議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号から日程第10 認定第9号までを一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われておりまして、その報告書が提出されております。これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

金澤委員長。

○**金澤予算決算常任委員会委員長** 平成25年9月20日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会委員長 金澤博。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

事件の番号、認定第1号 平成24年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第2号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第3号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第4号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第5号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第6号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第7号 平成24年度甲良町介護保険特別会計歳入決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第8号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第9号 平成24年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

審査報告をいたします。

審査経過。

認定第1号 平成24年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入の部。

町税の不納欠損額が297万5,646円計上されているが、各税目毎の件数と処分理由はとの問いに、個人町民税は27件で、生活困窮が24件、倒産が3件、軽自動車税は23件で、居所不明が2件、生活困窮が21件、居所不明については調査を行い、生活困窮については所得の現状や聞き取り等により判断したとのことであった。

固定資産税のみなし相続の手続が遅れ、税は5年間しか徴収がさかのぼれないことから不納欠損にしたことがあったが、その改善はできているかとの問いに、今は死亡された場合は戸籍をとって調査し、相続人を確定し、代表者を選定しているとのことであった。

固定資産税の収入済み額4億4,107万5,209円は、同和減免後の額かとの問いに、そのとおりとのことであった。住民基本台帳カード交付手数料は、4,000円は何件分かとの問いに、8件とのことであった。

コミュニティバス運行対策費補助金は、湖国バスが対象と思うが、補助金の算定基準はとの問いに、走行距離掛ける定額と実損益の安い方の額という決め方であり、本町は走行距離による算定とのことであった。

職員駐車場料金は、何台分で月額幾らかとの問いに、台数はわからないが月額500円で、エコの推進で、月半分以上徒歩等で出勤すれば半額の250円とのことであった。

保育園広域入所受託金792万3,460円は何人分かとの問いに、東保育センター15人、西保育センター5人の計20人とのことであった。

ココラちゃんグッズの在庫状況はとの問いに、ぬいぐるみの小は500個製作し、337個販売し、残が163個、中は250個製作し、129個販売し、残が121個、大は100個製作し、85個販売し、残が15個、ストラップやマグネット等は、約半分は販売しているとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

歳出の部。

企画費の湖東三山スマートインターチェンジ名称変更地元負担金100万円の内容はとの問いに、自動車のナビシステムや高速道路の看板等変更費用とのことであった。

愛のりタクシーの利用状況はとの問いに、平成23年度は年間利用者数1,503人であったが、平成24年度は3,091人に増加されたとのことであった。

弁護士顧問料36万円の内訳はとの問いに、月3万円の12カ月分とのことであった。

住民基本台帳カードの累計発行数と、今後制度の離脱は考えているかとの問いに、平成25年7月末で89枚の発行で、今のところ離脱は考えていないとのことであった。

介護予防を進めるには、基本チェックリストの提出が大切であるが、約1割の未提出者への取り組みはとの問いに、特に受診率が低い長寺、呉竹地区については、長寺・呉竹両センターと協力し、個別訪問等を行い、実態把握をしているとのことであった。

中山投棄場は平成28年で終了と聞いているが、その状況はとの問いに、地元との協議で平成28年3月で終了し、延長はないとのことであった。

保健衛生総務費の補助金返還金738万2,538円の内容はとの問いに、平成23年度老人保健会計で第三者行為の戻し入れがあり、国・県・支払基金に返還したものととのことであった。

がん検診や人間ドックは、申し込みがすぐ定員に達するが、枠組みを増やす考えはとの問いに、大腸がん検診は定員がない。胃がん、子宮がん、乳がん検査は1人の医師または技師が半日でこなせる量が決まっており、1回50人であるとのことであった。

環境こだわり保全型農業支援補助事業の対象農家件数はとの問いに、63とのことであった。

せせらぎの里整備費の繰越明許費地元木材利用促進事業委託費約740万円の内訳と、切り出した木材の原価支払い先はとの問いに、伐採した木材を山から引き出す費用、角材や板材に加工する費用、乾燥費用等であり、原価に対する支払いはないとのことであった。

住宅管理費の改良住宅耐震診断業務委託費 241万5,000円の支出があるが、その結果と今後の補強や対応はとの問いに、昭和49年から56年建築の改良住宅16棟32戸の耐震調査を行い、鉄骨造りについては不安な要素があり、補強や対応は今後委員会で検討していくとのことであった。

幼少期の英語教育は大切であるが、中学校に行ったときに懸念はないかとの問いに、懸念がないとは言えないが、小さいときから英会話に親しんでいると中学校でも自然と英語の授業に入っていけると思うとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑は指摘があった。

認定第2号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

高額医療費限度額証明書の発行システムについてとの問いに、入院されたその月中に申請されれば、その月の初日から高額医療費限度額証明書を交付する。また、月をまたいでいる場合は医療機関が対応してもらえれば入院月の初日から交付しているとのことであった。

国保加入率の全国平均が27.96%、本町は45.61%と高く、低所得者層加入者が多い国保で財政を圧迫しているが、特別交付税の対象となっているのかとの問いに、加味されているが額はわからないとのことであった。

国保税は県下でも低い状況であるが、滞納額は約4,800万円もある。税率を引き下げる考えはないかとの問いに、税率は3年に一度の改正を行うが、一般会計からの繰り入れにより苦しいながらも運営している。税率は現在6年間改正していないので、今後は引き上げを視野に入れた改正が必要であるとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第3号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

水洗化率が63.5%と低いが、県下の平均は80%を超えており、水洗化率を上げる方法はとの問いに、非課税世帯は7万円、生活保護世帯は50万円の水洗化補助がある。広報等で水洗化を呼びかけているとのことであった。

下水道使用料の収入未済額が今期176万円、過年度分が758万、累計で934万円、受益者分担金は1,170万円、合わせて2,100万円の未済額がある。それぞれの滞納件数はとの問いに、下水道使用料は84件、受益者負担分は137件とのことであった。

受益者負担分の過年度分1,170万2,500円の内訳と未納者の利用状況はとの問いに、未納者には分納を勧めているが、ほとんどが滞っている。未納者の利用状況については受益者分担金を納入していただいてから工事にかかるようにしているとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第4号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出

決算。

一般会計のその他繰入金の平成24年度末累計額はとの問いに、8,582万9,762円とのことであった。

大多数が納付し、完納している中で、82件の滞納がある。滞納者への町の対応状況はとの問いに、滞納者には厳しい督促、訪問相談を行い、家庭の状況をふまえ納付勧奨をしている。また、分納誓約書を提出してもらい納付されている方も沢山出てきている。訪問しても出てこない、督促状を出しても応答のない方については弁護士と協議して法的手段も考えているとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第5号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

この会計で所有している土地の残高はとの問いに、8,853.68平米とのことであった。

一般会計の財産調書の長寺・呉竹分譲地の年度末残高783.50平米と、この合計の8,853.68平米の内容は、一般会計で保有している分譲地と土地取得会計で同和対策事業での宅造地を区分しているということかとの問いに、そのとおりとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑も討論もなかった。

認定第7号 平成24年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算。

特に質疑はなかった。

認定第8号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑はなかった。

認定第9号 平成24年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

有収率が1.85ポイント減少したが、その原因はとの問いに、その原因はとの問いに、漏水等がある。今後もメーター交換や漏水調査、水源地の施設点検を行い、有収率の向上に努めたいとのことであった。

825個のメーター交換の場所はとの問いに、長寺西、小川原、法養時の3集落とのことであった。

漏水還付金20万4,060円の内容はとの問いに、過年度分の宅内漏水で修繕され通常に戻った場合に還付するとのことであった。

ミネラルウォーターは現在も製造されているか、また、賞味期限はとの問いに、1回くみ上げると結構な数ができるので、それを備蓄している。賞味期限は本来5年であるが、メーカーの間違いにより3年表示となったため3年以内で販売しているとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

以上です。

○**建部議長** 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成24年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、
討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

我が党所属の議員を代表して一般会計の歳入歳出決算についての討論を行います。

私たちは、町民の暮らしを営業、なりわいの現状からして暮らし、子育て、医療、介護、農業振興などの応援に思い切った予算配分を求めて当初予算に反対をしました。決算においてもこの基本は変わりありません。主な事業を見ますと、ごく一部ではありますが、町民の健康推進、保険医療の分野で、現場では本当によく頑張っていると思います。必要な事業が配置されていると思います。

また、高齢者等の移動サービス等や配食サービス、各種健康診断補助などにおいては前進的な事業となっている反面、予算が少ないことが反映をして利用できる枠が小さくなっているのが残念であります。

また、24年度も住宅リフォーム補助制度を継続し、家計と地元建設業者の応援で経済的波及効果をもたらしました。一方、道の駅関連の道路拡幅工事に繰越事業を含め、約7,000万円を投入しています。これは交通の要所でもなく、混雑するところでもないことから、急ぐ必要がなかったものと考えています。

また、同和特別施策の延長を固定資産税の一律減免を続けており、収入の面でも、町民の公平の面でも終了する必要があるものであります。一般質問で丸山議員が指摘をいたしました。隣の愛荘町で5年の限度を決めて順次終了する町民合意を得て進めていることにも学ぶ必要があると思います。

経済状況と決算に見る滞納額の膨大さから見て、地域の枠組みではなく、憲法に基づく社会保障、暮らしや医療、介護など、そして、農業の支援などに思い切った重点配分をして暮らしを支える。こういうことが必要だと思いますし、来年度の予算編成にあたっては、この問題についても小さなところは今回指摘はいたしません。こういう大筋に沿って編成していただくことを希望して反対討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第1号は可決されました。

次に、認定第2号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 国民健康保険の特別会計の決算についてであります。

現在、払いたくても払えない世帯が累積をし、全国でも大きな問題になっています。本町でも財政上、この問題が非常に関心事となっていますし、会計そのものを圧迫をし、値上げをしなければならない、こういう事態にも追い込まれています。

私は、そこで思い切った健康増進の施策をし、成功している長野県の事例を学んでいく必要があると思います。ある町では健康施策を重点に取り組みながら医療支出を2割も削減をした町があらわれています。これは1町ではなくて幾つかの町でそういう取り組みがされています。こういう点でも払わせる、厳しい対応で払わせるというだけではなくて、医療の支出、そして、それを支援する行政の立場をしっかりとつくっていく必要があると思います。

その意味でも保険証の不交付、いわゆる保険証の取り上げは原則行わない。こういう温かい姿勢で滞納家庭に、分納にしても、状況にしても、財産を処分をしてでも払ってほしいという説得する立場を持つ必要があると考えるものであります。

保険会計の中で健康増進の事業を充実させればさせるほど、この国保会計の状況が厳しくなるもとになっています。これは国の改悪であります。大きくは国の財政支出を大幅に25%も減らしたことから始まっています。こういう根本のところを改善をすることを国や県に要請をしながらも、本町としては健康増進の町、これを打ち出しながら保険会計への改善を求めていきたいと思ひまして、反対討論とするものです。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 下水道会計についても代表して討論いたします。

25年度から地域による受益者負担金が格差がなくなりました。つまり、同和地域を対象に6万円、それ以外を16万円、この制度をなくすことが発表されています。現在、この下水道の延長工事がごく一部のところを除いて町民のレベルでは終了し、事業が全面的に開始をされているところにあります。こういう点でも特別施策の終了を打ち出したことを私は評価をしたいというように思います。同時に、24年度はまだ残っています。このことについても町民の合意と納得を得る上でも、この方向、つまり同和特別の施策を終了すると。そして、公平に払っていただく、ないしは今まで高い金額で払った方への配慮を求めるということも含めて検討が必要だと思えます。

もう1つは、下水道の特別会計が始まってから、まだ歴史は新しいわけですが、累積の滞納額があります。このことも改善をしなければなりませんし、そういう点で下水道の事業は非常に大事な、水環境を守る、琵琶湖を守るという点で大事な事業でありますけども、そういう会計方向をめざしていただいて反対討論とするものです。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳

入歳出決算認定について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業は、終了したところでは預貯金を残し一般会計への繰り戻しをして一般会計への貢献をしている事業ともなっています。そこで、本町では1億7,500万円という膨大な滞納額の累積を見るとときに、この問題を一つ一つ解決をする細かな施策、細かな方針を立てる必要があります。そうでなければ同和対策事業の積極面でこの事業が進んでいました。その積極面を帳消しにしかねない問題となります。既に法が終了して10年を超えますが、町民の中で合意を得てやってよかったと。終わりよければすべてよしと、こういう状態をつくる上でもこのことの滞納額の整理、これは差し押さえや裁判や処分だけではありません。合意と納得を得られる行政の姿勢がとりわけ必要になっていることを求めて反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この特別会計をめぐっては、私どもも土地裁判を行い、町の怠慢な姿勢を裁判で問うた時期もありました。そして、51件という当時の未処分の土地、1万6,000平米、1町6反という累積の土地が残っていました。現在は若干整理をされて処分をされてきていますが、一つ一つ改善がされてきています。24年度についても処分が前進をしてまいりました。このことは従来の姿勢と比べて、私は前進をしたというように評価をしたいと思います。

もともと持ち家住宅の宅地分譲をする、宅地の造成を行うということで始まった事業でありまして、同和対策事業の重要な柱です。これも終わりよければすべてよし、こうなるような取り組みがぜひ必要です。払い下げ処分が一気に進むことはありませんけども、一つ一つ解決に向かって進める。その点で以前から申し上げている払い下げの対象枠です。同和対策事業の枠組みに対する企

業および対象者というようにされていたこの枠組みを誰もが受けられる。そして、宅地なり、それから事業なりをする。一定の審査をした上で払い下げをする。こういうことで土地の拡大をめざしている町民、また町外の企業などに提供ができるというように思いますし、会計上もこのことがプラスになるというように思いますので、今回24年度決算については賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業も多くの方々のアンケートをとり、必要ということで始まった事業でございます。この点で私どもも事業が始まった段階でさまざまな山だとか、利用がりにくい問題があつて悩みましたが、町民の希望をかなえるということで賛成をした経緯がございます。今後、決算を見ますと、まだ半分が残っているという、区画が半分残っているという状況であります。奨励金などもしますが、まだせっぱ詰まった状況、つまり町民がぜひとも買い求める。契約を求めるというせっぱ詰まった状況にはなっていないませんが、返済の点でも終了をして、会計が一般会計を圧迫しないという状況もつくられつつありますので、私は賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 平成24年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この介護保険については、国はさらなる介護保険制度の改悪の方向を打ち出しています。つまり、要支援1、2を財政上も、それから制度上も外して地方に丸投げをするという方向であります。これはほぼ決まりつつありますが、地方の大きな声を集めていく必要があるというように思います。当初始まったとき、保険ありて介護なし、こういう言葉がはやりました。実際に運用してみてもそういう状況が生まれています。私は各地方で保険料や利用料の軽減をいろいろな工夫で、この保健制度の範囲内でペナルティーがかけられることを考慮しながら一般会計なり、別の方法で軽減策をとっています。私は国のこういう改悪の制度に対抗することと併せて町民を守る、そして、福祉や介護を充実するという方向をぜひとも、小さな予算の範囲ということで見ますと非常に苦しいというのはようわかります。しかし、その中でも町民のこういう状況を少しでも改善しよう、そして寄り添おうとしている町政の姿をぜひ示す必要があると考えています。そういうことを工夫をしながら、ぜひとも次年度、25年度については取り組んでいただきたいというように思いまして、24年度の決算については反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この特別会計についても新しい制度であります。国も厚労省も認めているように、差別医療であった。当時の担当大臣が言わざるを得ないところの制度であります。そして、民主党の政権になったときには、この医療制度

を廃止をするということの公約まで掲げられました。こういう点でも、差別医療、保険制度と、それから医療そのものも別枠になっていることについてすぐさま改善をする必要があると考えています。

また、財政基盤を強化するとの触れ込みで県単位で事業を営むことになりました。つまり、パイが大きければリスクを回避できるということがキャッチフレーズだったんですけども、結局は保険料の引き上げの方向にどの都道府県も進んでいます。こういう点でもこの制度は早く廃止をして、もとの老人保険制度、そして、差別医療でない方向に進むことを提案をして今年度決算に反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成24年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも代表して賛成討論を行います。

24年度、この会計年度で盗水の元議員への損害金の請求と過料の請求を毅然として行われました。これについては以前のこういう姿勢、このことをあいまいにするという姿勢と比べて私は大いに評価をしてきたものでありますし、今回、改めてこの姿勢を評価するものであります。そして、この請求代金が正当に、また厳正に徴収されることを強く希望をしておきたいと思えます。

ただ、盗水疑惑については、接続をした業者がほかにも数十件行ったと件数を挙げて言っていますし、うわさでは30、50とかいう盗水をされているうわさが出ています。現実には有収率の低下が、90%以上あった有収率が現在83%台に落ち込んでいること自体が漏水だけではないと、こういう厳しい目で行政は対応する必要があります。今後、この1件、刑事告発、刑事告訴と、それから代金、損害金の請求に踏み切りましたけれども、他の盗水疑惑について明解な説明がされることをぜひ進めていきたいですし、そのこと抜きに解決しなかったら払わないなどの否定的な町民の声が出ています。これは本当に蔓

延していると言ってもいいぐらいであります。水道代金の未納金の大きさで言っても、この問題をしっかりと解決をし、まじめな者が報われる、そういう方向をぜひ示していただきたいと思ひまして、24年度の事業決算については賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第9号は認定されました。

ここで、暫時、15分間休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第11 議案第39号 甲良町子ども・子育て会議条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この条例のもととなった国の制度に大きな問題点、弱点があることを指摘しなければなりません。その上で、提案説明で述べられた甲良町にふさわしい子育てのあり方を論議し、決定する組織を設置することは必要だと思います。しかし、この会議は国の制度の枠内で議論しなければならず、次の点で道理に合わないと考えます。

まず、何よりもこの制度のもとで実施する事業の財源を消費税の増税で手当てすると明記しているということでもあります。パンフレットで挙げられている3つの課題には、家庭や地域での子育て力が低下していると述べられていますが、国民、労働者の懐、家計が冷え込んでおり、長時間労働、低所得、非正規、不安定雇用などがその根底にあります。消費税の引き上げは、まさに家庭、地域の経済力を壊し、子育てに関わるゆとりと豊かさを奪うものとなることは明らかでありますし、子育て世代の若年世代を直撃することは明らかであります。

2つ目は、認定こども園の制度が保育に欠ける子どもの判定基準を地域の多

様性を尊重するという名目のもとで法律による基準を撤廃し、国の責任を放棄し、責任を地方自治体に押しつけるものとなることとあります。

3つ目は、既に大津市など、他の都市部で待機児童解消の口実で株式会社の参入を認めて設置基準の改悪ですし詰め保育、ガード下の保育園や産廃施設隣りの保育園など、既に質の低下を招いていることが問題になっています。室の高さを求めれば保育料の上昇という格差を拡大し、子育て、命の大切さを株式会社、つまり鋭利を目的とした企業に子育て、保育という人間の営みにとって大切な分野をゆだねてしまうという重大な問題をはらんでいます。パンフレットで挙げられている3つの課題は、自然現象ではなく、この課題が必要となった経済的、社会的背景と政治の役割を突っ込んで論議していくことが重要であることを指摘しておきたいと思ひますし、この議案の目的そのものについても、設置は賛成をいたしますが、その論議の枠組みは国で縛られていることから、反対するものであります。

○建部議長 ほかにありませんか。

西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

賛成討論をさせていただきます。

子ども・子育て会議条例という新しい組織をつくるということにおいて、いろんなことがあります。新設することとありますから1つはいいことだと思います。

それから、第77条の中にありますメンバー選考とかいろんなことがあるわけですけど、いろんな審議をしていくという形で、ごめんなさい、第7条第1項に規定するというところとあります。メンバー選考にあたりましては、この間説明がありましたが、学識経験者となってあるわけですけど、やはり学識経験だけでは難しいかなと思います。やはり有能な方で子どもたちのことをよく理解できる人をまず選んでほしいなというのは要望したいと思ひますが、その中で皆さんがおっしゃってましたスケジュール等の中でいろんなことがあるわけですけど、ニーズの把握、アンケート調査ということ、大変重要なことだと思うんですが、特色ある甲良町にすると。一番最初のところにあります少子化対策が重要なことだと思いますし、本町においては人口減という形ですから、その辺が人口増につながるような特色ある運営をめざしていただきたいというふうに思ひます。そういうことで賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第12 議案第42号 平成25年度甲良町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 42号、賛成討論です。

町民の暮らしの現状、各種税金、負担金の滞納額の深刻さを見るならば、もっともっと家計と農業支援に重点を置いた配分に切りかえるべきだと思います。その中で住宅リフォーム補助の申し込み、オーバー分に対応したことは評価できるものでありますし、また、道の駅せせらぎの里特別会計への操出金を500万円繰り戻したことは改善する課題が山積する中でありますが、評価はできません。また、風疹の予防接種の補助を創設したことも評価できます。風疹の蔓延を防ぐ上でも啓蒙と範囲の拡大充実に取り組んでいただくことを要望したいと思います。全体として補正予算という限定した枠内において賛成をするものであります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第13 議案第43号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第14 議案第44号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第15 議案第45号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第16 議案第46号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第17 議案第47号 平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第18 議案第48号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この会計は、本予算では、当初予算では反対をしています。今回出されました補正予算を見ましたら、問題のない範囲でありまして、賛成といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第19 議案第49号 平成25年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

去る4月17日に、山田壽一氏が提訴された過料処分の取り消し訴訟に対しては、条例と法に基づき不正な手段で免れた水道料金相当額の損害金と過料の正当性を毅然として主張され、公正な判断が下されるように訴訟指揮、そして、訴訟に全力を尽くすと同時に、この内容を町民に知らしめていただいて、町の請求の正当性、そして壽一氏の主張が間違いであることについてもきちっと判断を町民に知らしていく。このことが大事だと思います。当然訴訟にかかわることでもありますので、公開する内容は限定されたり、制限をされたりしてまいります。

しかし、大きな枠でのこういう訴訟がされている。ましてや盗水疑惑が蔓延している中でありますので、この姿勢を貫いて裁判を進めていただくよう要望して賛成討論とするものです。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第20 議案第50号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

当初の見込みよりも売り上げが伸び、一般会計へ500万円を繰り戻してきたことは評価するものであります。同時に、手放しで喜ぶものではありません。道の駅事業をめぐる状況、課題を冷静に分析されることを望んでおきたいと思えます。

1つは、当初予算のときにも述べましたが、営利目的を伴い、商取引の経済活動が大きなウエートを占め、行政の一般的事務事業とは性質を異にする事業分野であることから、一般会計からの操出金は運転資金に当たるものであり、

一定の期間を決めた借入金とすべきだと考えます。それでなければ何年後には自立するという計画自体も立てられなくなり、赤字の場合の歯どめがきかなくなります。それこそ多くの住民の合意が得られなくなるもととなってしまう。

2つ目には、地元にはない産品も中長期の目標で、視野で、順次町内で育成でき、製造できる体制を構築し、雇用を生み出し、事業として成り立つ方策を立案すべきだと思います。例えば、甲良の水は甲良の地でくみ上げる水でありながら、加工等の付加価値を町内に還元できていない状況であります。ぜひ商品戦略を定めて、戦術を練ってほしいと思います。

3つ目は、成功させるためには生産組合の皆さん、農家の皆さんの知恵を集める結束を強めてほしいと思うのであります。イベントにしろ、何事にしろ、組合民主主義を尊重してよく相談することが何よりも大切だということを指摘をいたしまして、賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

濱野圭市議員。

○濱野議員 先ほど若干室長のほうから説明がございました。そこでもちょっとお聞きをしたわけでございますが、本当にお金を出したり入れたり、なぜ今の時期にこのような多額のお金が必要なのか。おそらく仕入れのお金だというふうには思うんですが、じゃ、先ほどの室長のお話を聞いていると、できるだけ仕入れに負担のかからないように、売れた分だけお支払いをするというような仕組みになってあるというふうにもお聞きをいたしました。それでまた、予想を上回る以上の売り上げが今のところなっているように数字的には見受けられます。なぜそのような順調に売り上げも伸びている中で二千何百万という大きなお金を補正として上げるのか、ちょっと信じがたい部分があります。お金が足りないなら、なぜ500万返したり、今の時期になぜそんな出したり入れたりするのかという部分が大変おかしく私は感じております。

いずれにしても、目標を立てて1年間をめどに、6,000万なり1億の売り上げをめどにというようなことで今進んでいるわけでございますので、なぜこれだけ順調にいったいながらお金が足りないのか。ということは、どこかにお金が流れているのではないかと。先ほどもいろいろと経理のこともお話を聞きをいたしました。本当にほとんどひと月どの程度の売り上げでどの程度、職員の給料から電気代から水道代から、いろんな販売管理費がおそらく私の想像では年間3,000万以上は超えてあると思います。そういった中で、実際今のやり方では成り立っていかないように私は感じております。今のところ、本当に実際売れたお金はすぐ現金になるんやから、それを運用して回転をさせていったら成り立っていくはずなんですね。なぜこの場に及んでまた二千

何百万という大きな費用がかかるのであろうかと不思議でなりません。

もう1つは、民営化を図っていくというようなことで先ほどもお聞きをしましたが、今のところあの話を聞いていると、ほとんどめども立っていないというようなことに私は理解をいたしております。本当にまともに残念でなりません。町のいろんな核として道の駅がいろいろと期待をされている中で、本当に表向きは何か順調に進んであるような形には見受けられる部分もあるんですが、実際行政がなかなか経営者になるのは難しいというふうに思いますので、民営化をいち早く切りかえるということが一番私は重要なことだと思いますので、今この時期にまた改めてこのような多額のお金を投入するのは大変危険であると考えまして反対討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

賛成5人、反対5人の可否同数であります。可否同数の場合、議長の採決によるところでございます。議長の私は、賛成といたします。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21 意見書第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第4号 道州制導入に断固反対する意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき上記の議案を提出する。

平成25年9月20日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 丸山恵二議員。

賛成者 甲良町議会議員 西澤議員、同じく西川議員、同じく金澤議員、同じく藤堂議員。

以上です。

○**建部議長** 本意見書については、丸山恵二議員から提出されておりますので、丸山恵二議員から提案説明を求めます。

丸山恵二議員。

○**丸山恵二議員** 道州制導入に断固反対する意見書(案)。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対して要望してきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入をめざす法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のため改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中の審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離は格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村はこれまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かしてきた地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底地域の自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々甲良町議会は道州制導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、賛成討論をいたします。

滋賀県の町村議長会がこの問題で陳情、提起をされたことを、立場を越えて

評価をするものでありますし、政治的、信条的な立場を越えてこの道州制に断固反対する意見書が作成されたことを評価いたします。

この内容について、全面的に賛同をします。同時に、私どもの立場から道州制そのものが今財界のねらいであること、そして地方自治体、とりわけ1万未満の基礎自治体と言われる町村、これをなくして近隣の市に事務事業を委託をする、こういう方向での答申も出されているところでもあります。ここにありますように、大きな団体に、大規模な団体になれば住民を置き去りにする。このことは火を見るよりも明らかでありますし、吸い上げられた財源は一部の議会、つまり私たち住民の届かない遠いところの道州の議会で、滋賀県から平均すれば2人か3名ぐらいの議員だというように人口割合から見れば思います。多くても5名程度になる。現在の県議会の48名でしたか、50名以内の県議会の定数から見ても異常に少数となり、住民の声が道州の議会に届かない状況になります。そういう点でも、この道州制のねらいにスタートの時点から、当初から反対をしている町村議会と連携をして、私どもも声を上げていく必要を思いますし、賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第4号は可決されました。

次に、日程第22 請願第2号を議題といたします。

本請願については、西澤議員が紹介議員となっておりますので、西澤議員から説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、文案を読み上げまして、提案説明とさせていただきます。

請願者は、大津市梅林1丁目3の30、滋賀県自治体労働組合総連合執行委員長、今村伸治氏からであります。

地方財政の拡充に関する請願書。

請願趣旨。

住民の暮らし、地方自治の振興へ日々ご尽力されていることに敬意を表します。政府、総務省は、地方公務員の国に準じた給与削減の要請を行い、地方交付税等の一方的な削減を行うとともに、削減措置の進捗状況を調査、公表する

など、地方自治を侵害する給与引き下げの強制を行いました。

これに対し、私たち滋賀県自治体労働組合総連合（自治労連）は、国の強制措置が1つ、地方公務員や公務公共関係労働者の生活破壊に直結する。2つ、景気を冷え込ませ、地域経済を疲弊させる。3つ、地方自治、労使自治を侵害する。4つ、労災、減災等にかかわって、国が地方に対して負うべき財源確保の責任を投げ出すものであると問題点を指摘し、国に対して交付税削減の撤回を求めるとともに、地方公務員の給与は国からの介入を排して労使交渉を尽くして労使合意で決めることを要請してきました。

全国知事会、全国市長会、全国町村会をはじめ地方六団体も国の強制措置に対して地方自治の根幹にかかわる問題として反対の表明を發表しました。この間の労使交渉により、給与削減はしない、国言いなりの削減措置はとらないなど、地方自治の原則をふまえた対応をする自治体も広がっています。

一方で、政府は今後、国の要請どおり給与削減を行わなかった自治体に対し、起債の同意権や特別地方交付税などを使ったペナルティー措置を行うことを否定していません。また、2014年4月以降も賃金削減措置を検討すると強弁し、地方交付税の算定に行革の進捗状況を反映させるなど、制度改悪も行おうとしています。

国による地方自治への介入を許さず、住民の暮らしと地方自治を守り、自治体、公務公共関係労働者の賃金、労働条件を改善するために、貴議会においても地方財政の拡充に関する国への意見書を採択していただくよう、要請いたします。

請願事項。

地方財政について、貴議会として国に対して下記の事項を実現するよう意見書を採択していただくこと。

その中身で、1つ、地方交付税の削減や行革を反映させる算定方式の導入など、地方交付税制度の改悪を行わず、地方財政を拡充すること、2つ、地方公務員給与7.8%削減相当分を地方交付税に復活させること、3つ、起債同意権や特別交付税などを使った地方自治体への介入を行わないこと。

以上であります。

加えて私から申し上げたいのは、甲良町においては4町と歩調を合わせて国の要請に従わない方向での給与削減を行いませんでした。この点は評価をしています。同時に、9月議会で西川議員ほかの方から提出されました意見書とも共通をしています。ただ、今回の請願書にあります中身を見ていただくとわかりますが、この給与削減を国の命令で従わせるような、そういう地方自治を破壊することにきっかりと対応して、これはやめるべきだと述べている点であります。同時に、現在、道州制の問題もありましたが、地方自治を壊す方向での

流れが強まっているときに、具体的な問題でこの請願書を採択いただいて、国への意見を上げていただきますよう、皆様のご賛同をよろしくお願いして提案説明を終わります。

○建部議長 ここでお諮りいたします。

これより審査願います請願第2号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西川議員。

○西川議員 反対討論をさせていただきます。

先ほど西澤議員が言われましたとおり、私、9月議会で意見書を出させていただきました。そのときには、連合から要請が来てあったわけですが、各自治体に似合う文章に変えていただいて結構という話の中から、甲良町としては給与削減は行っていないという形で県下6町ですか、4町か、今、西澤議員は4町とおっしゃいましたが、私はあの当時6町と聞いておったと思うんですが、給与削減を行わないという申し合わせのようなことをやられておると。7.何%かという形を聞きまして、現実給与は低いんだという形でおっしゃっていました。それが復活させてもとの100%にさせていただけるなら、これは皆さん喜ばれることだと思うんですが、それもなさそうですので、この辺に関しまして、やはり甲良町議会としては町の実態に合わせた中での請願書にしなきゃいかんと思いますので、私は反対させていただきます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択することに決定いたしました。

次に、日程第23 発議第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 発議第5号 甲良町盗水疑惑特別委員会設置に関する決議(案)。
地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成25年9月20日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西川議員。

賛成者 甲良町議会議員 金澤議員、同じく野瀬議員、同じく濱野議員、同じく丸山恵二議員。

○**建部議長** 本発議については西川議員から提出されておりますので、西川議員に提案説明を求めます。

西川議員。

○**西川議員** 甲良町盗水疑惑特別委員会設置に関する決議(案)。

次のとおり甲良町盗水疑惑特別委員会を設置するものとする。
記。

1、名称、甲良町盗水疑惑特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第110条および委員会条例第5条。

3、目的、ここ最近、甲良町において盗水疑惑等の問題が発覚しております。多くの町民が早く疑惑を払拭し、不正を許さない水道行政を望んでおります。甲良町議会としても町民の負託にこたえるべくこの問題の事実解明に取り組み、速やかな解決を図るものである。

委員の定数、ここでちょっと訂正がございます。議長を除く議員とありますが、全議員としていただきたいと思えます。

それから、期間が抜けておりましたので、期間をつけ加えます。調査終了までとしていただきたいと思えます。

以上であります。

○**建部議長** 提案説明が終わりました。質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** まず、初歩的などころでお聞きします。期間というのは調査期間、設置期間のことですね。調査終了までというように提案補足をされましたので、再度確認のために答弁いただけたらありがたいと思えます。それが1つです。

もう1つは、目的のところでありまして。「ここ最近、甲良町において」というようになっていますが、もともとは山田壽一氏の盗水事件、つまりパイプも発見され、そして、刑事告訴もされているところでありまして、水道の不正取水による損害金の請求もされています。ですから、私はこの目的の中に、山田壽一氏の問題においても説明がされていない問題が幾つもあります。それは、報道では自分が認めたことを言ってみたり、それから、私には関係ない、おやじがやったことなんだというように否定をされたりされています。ですから、ここ最近ではなくて、山田壽一氏の盗水問題が発覚して以来ということではないのですか。そして、その山田壽一氏の盗水事件も正確に事実説明はまだ進んでいない。議会としてもきっちりと説明をするということも目的に上げるべきではないかというように思いますので、その3点、回答、よろしく願います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 1点目の期間に関しましては、調査終了まででございます。

それから、ここ最近という云々の問題であります。山田壽一氏の事件の件でございますが、今、司法で説明されているところであり、争われているところでございますので、この委員会では取り上げる必要はないというふうに理解します。

それと目的でしたか、3点目。目的に関しまして、その辺の議会が説明するというようなことは、やはり今、司法に任せているわけですから、それ以上進むべきでないと思います。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今後設置をされれば、調査の進展によって、また調査の発端は山田壽一議員宅の盗水事件でありましたし、そのことが以前から指摘をされながら行政としても踏み込んだ調査がされないままに來ました。しかも、盗水パイプを設置した業者いわく、数十件、非常に明確な件数を挙げて言われています。山田壽一氏宅の盗水パイプも設置したことを掘削調査をしている当時に話をされていた問題であります。ですから、この発端のきっかけとなった、疑惑のきっかけとなった、疑惑じゃなくて事件そのものはもちろん司法に今進んでいます。しかし、議会として行うのは行政の対応がどうだったのかということ、この他の疑惑と含めて追求をする、明らかにするとすると、山田壽一議員宅の盗水問題を避けるということは好ましくない、間違いだというように私は思いますので、もう一遍、山田壽一議員宅の問題は外すということがこの目的の中に入るのかと。説明をお願いします。

○建部議長 西川議員。

○西川議員　そもそもの発端は、山田壽一氏の盗水事件からであるということは百も承知しております。その辺のところでは何かの形で取り上げられることはあるかと思いますが、司法に任せるところでの判断は議会としてはやりません。取り上げる事実はあると思います。

○建部議長　西澤議員。

○西澤議員　最後に、西川議員が言われました、設置をされれば山田壽一議員宅の問題も委員の提案、合意で進めるというのも視野にあるということの意味でしょうか、明確にお願いします。

○建部議長　西川議員。

○西川議員　視野に入っていますけど、その判断の中での問題に関しましては、やはり司法が裁いていますので、それ以上我々が突っ込むことは不相当だと思います。

○建部議長　木村議員。

○木村議員　1点、お尋ねしたいと思います。

何月議会か忘れてしまいましたが、濱野議員からの一般質問でもございましたけど、業者の方の、いわゆる答えで、何も言うことができないみたいな答弁、いわゆることを聞かれていたように思いますが、この委員会は基本的に賛成はするんですが、ちょっと特別委員会の運び方みたいなものを、大枠で結構ですので、どのような方法だというような、あるいは今ほど言いました、濱野議員が一般質問されていたような部分をどのような方向で委員会活動をしていくのかという部分でお尋ねしたいと思います。

○建部議長　西川議員。

○西川議員　委員会の進め方ということですが、私が独断でやるわけにはいきませんので、委員会を招集し、皆さんで決めてやっていきたいと思います。

○建部議長　丸山光雄議員。

○丸山光雄議員　この盗水問題、山田壽一氏は、新聞の中で見たことなんですけど、30年間水道水を盗んでいたということは認めていることです。それをなくすということは、これは不正を許さない行政を進めていくということには断じて戻せないことです。これを解決しない限りは前へ進めないと思います。これを何と答えますか。

○建部議長　私から申し上げますが、仮に委員会が可決されて委員会が発足した中でそういう内容等については皆さんの協議の上で運ばれたらどうかなというふうに思います。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 質疑の中でも明らかにしましたが、発端であった山田壽一氏の盗水疑惑ではなくて、盗水事件、これは明らかに事件になっています。そして、調査の対象となっている行政の対応、不正を許さない、そういう方向をどうつくるのかということとは山田壽一氏宅の盗水事件以上に、いろんな点で明確です。周辺の町民の声を集めても以前からされていた。そして、検針をされていた方が、これは盗水の疑いあり、家族構成からして非常に少な過ぎるということは以前から述べていたことも明らかになっています。そういう点でも、私は水面下に隠れている二十数件の疑惑だけではなくて、山田壽一氏の盗水事件そのものも行政の対応がどうだったのかという点で明らかにし、今後の教訓にしていく上で特別委員会の対象とする。私はその立場で臨んでいきたいですし、もちろんその後の水面下になっています盗水事件、盗水疑惑の問題は、行政が不正に対してしっかりと対応する。

それから、水道経営という点から見ても商品を盗まれていることを許さない、こういう立場を確立する上でも非常に大事でありますし、一議員をどうこうということではなくて、また、いろんな派閥の思惑を越えて行政が不正に対してきっちりと向かうという姿勢を確立する、そして教訓をきっちりと出すという委員会に私はしていきたいですし、そういう立場で委員会に臨んでいきたいと思しますので、賛成討論です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号 甲良町盗水疑惑特別委員会設置に関する決議(案)に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、本議案は可決されました。

次の休憩中に盗水疑惑特別委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定によりまして委員長および副委員長の互選をお願いいたします。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に盗水疑惑特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互

選が行われました。その結果、委員長に西川議員、副委員長に野瀬委員が、それぞれ互選されましたのでご報告いたします。

次に、日程第24 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第25 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

去る12日の全員協議会で私の出处進退は熟慮の上、自身が決めると申し上げ、本日、最終日に明らかにすると約したところでございます。

結論を申し上げます。私は、議長を辞職しないことを選択します。その理由を申し上げます。去る9月2日の全員協議会終了間際のその他の項で、建設水道課参事にお尋ねします。某宅で最近盗水をされたであろうバイパス管なり、メーター器付近が掘削されているということを目にしたのですが、そういう事実はありますか。そういう情報が入ったので一度確認をしていただきたいと思っておりますと提起をしたことによりまして、その4日後の6日に某宅の奥さんが抗議に来られました。現場を見せていただいたところ、その情報は事実でないことが判明いたしました。私はその場で耳にした情報をうのみにして、信用して、確かめもせず事実確認を提起したことを申しわけなく思い、軽率であったことを謝罪いたしました。そして、その提起を全員協議会という場で行ったことに対して抗議を受けましたので、配慮が足りなかったことを反省いたしました。

しかし、その情報を誰に聞いたのかと問い詰められ、実は押し問答、2時間以上、言え、言わないという、そういう押し問答がございました。言ってくれるまでは帰さへんと強要をされて、ついに私は事務局で聞いたと答えたら、あの人かと聞かれたので、はいと認めました。私は、言うてはいけないことを

言ってしまうと後悔いたしました。その方に迷惑をかけることになって申しわけないと痛恨のきわみでした。

その後、議員4人を含む十数人の方に取り囲まれ、脅し的な罵詈雑言を浴びせられ、他の議員を呼ぶように強要され、全員協議会開催を決めたものの、それを約する文書を書かされ、反論もできず恐怖心さえ感じたぐらいでありました。5時間にわたる反監禁状態で、私は精神的に大きな苦痛、打撃を受けました。私は軽率であったことは真摯に素直に謝罪を申し上げ、かかることは大いに反省をし、今後の教訓にすることが私の責任だと思いました。

そして、今述べましたように、そういう状態に置かれ、精神的ダメージを受けたこと、某新聞に私のコメントも取材せず、一方的に掲載されましたことにより、私は社会的制裁を受けたとっております。私はかかる事象は議長辞職に値するものか、けじめとして議長を辞職すべきか、随分思い悩みました。が、今、議長をやめるべきではないとの結論に達しました。

よって、議長を辞職しないことを表明いたしまして、報告といたします。ご理解、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

(「質疑」の声あり)

○建部議長 質疑はないんですが、何ですか。動議。はい。

○金澤議員 9番 金澤です。

過日の全協、12日の全協で議長はいろいろな情報源はどこかというような問題を詰められまして、確かに宝来氏の名前を挙げました。そして、そのことに対して宝来氏は、濱野議員から質問がありまして、この情報はあなたが議長に流したんですかと聞いたところ、宝来局員は、私は絶対流しておりませんと全協で断言したんです。それを受けて、あなたはきょうの場所で自分の出处進退を明らかにすると言ったはずです。だから、私たちはそれを真に受けてあなたの出处進退というのはそれだけの責任があるということを実感してきょうの場所に臨んだと私は思っているんですけど、あなたから思わぬ言葉を聞きまして驚いているわけですけども、これは、この件ははっきりしなければならないのは、宝来局員の人権と迷惑をかけているわけですよ。あなたははっきりと宝来氏の名前を挙げたんですから。先ほどの全協の中で、議運の中でもあなたは言いました。聞いていないことは私は言わないと。そしたら、この問題は、宝来局員がみんなの前で私は言っていないと言っているのに、あなたは宝来氏から、言っていないことを私は言うのかというような発言がありましたけども、やはりこの発言は、それをふまえたら、あなたはきちんと自分の私の質問に答えてほしい。あなたは本当に宝来氏から聞いたのか、聞かなかったのか、それによって責任問題が変わってくると思いますよ。

(「議事進行」の声あり)

○建部議長 この質問にはお答えしません。なぜなら動議という提案があったから動議ということで聞こうとしたんですが、その質問は受けつけません。

はい。何か。西澤議員。

○西澤議員 議長が言われましたので、議事進行です。動議は動議案を提出して初めてです。そういういかさまな発言は許してはならないと思いますんで、謹んでいただきたいと思います。

○建部議長 最後に、町長のあいさつがございます。

(「暫時休憩を求めます」の声あり)

○建部議長 認めません。

(「認めるべき、それは」の声あり)

○建部議長 何の意味の休憩ですか。

(不規則発言あり)

(「議事進行」の声あり)

○建部議長 町長のあいさつを求めます。

(「町長、その前に緊急質問」の声あり)

○建部議長 西川議員。

まず、何の緊急質問か、言ってください。

○西川議員 先だっの台風の件についての質問です。

(「その限定で賛成です」の声あり)

○建部議長 災害時の緊急質問は認められますので、許します。

○西川議員 先日の台風で、県下特別大雨警報が出ましたけど、滋賀県が全国でトップだったと思うんですが、出ました。それで、雨の被害ということで私は朝から、5時過ぎから金屋橋のところを見たり、いろいろなことをしてたんですが、結果的には夕方にしかわからなかったんですけど、今の用水路のところの配水池の池のところですね。池の横の犬上川、正楽寺川の水の出口のところから下100メートル強だと思いますが、堤防が上から下まで崩れております。その辺に関しまして町の方へ連絡しました。それでいろいろと処置をいただいているわけですが、犬上川は県の管理という形になるかと思うんですが、それで、緊急対策をとっていただかないと、また大雨が来たときどうなるのかという問題もありますし、現状は建設課としてどのような処置をされているか、県の方はどのような対策を今練っているのか。翌日あたりからヘリコプターが回っていました。敏満寺の上のところも回っていたんでしょうが、名神の事故のところ、それも金屋の付近も回ってきてましたし、きのうだったか、おとついでだったか、見ていましたら、赤い消防ヘリコプターが回っていましたから、多分上空から写真撮影は撮っているんだと思います。それと、県の方も何らか

の対策を考えておられるかと思いますが、いずれにしても緊急に措置をさせていただかないとだめなことです、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○若林建設水道課長 議員が申されましたように、報告がございまして、私も次の日の朝に現場を確認するとともに、犬上川の直接管理をしております湖東土木事務所の方に電話を入れまして、その次第を報告したところでございます。

ちょうど犬上というか、甲良町の扇状地で堤防ができるようになっておりますので、非常に危険なところでございますので、今後県の方に強く要望するとともに、それ以外の箇所もどこか緩んでいるところがあれば、この際、災害ので復旧していただくように要望していきたいと、こう考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そこに関しまして、私、ちょっと日にちは忘れたんですが、一般質問であそこが危ないということ指摘させていただきました。そしたら、県の方へ調査依頼されまして、県の方の判断は、そこより上流側が危ないという判断が出ていたんですが、そのところが決壊しました。私が指摘したところで決壊しています。そこら辺の問題もあるんですが、それと、1つは、あれを改修するにあたって工事方法はいろいろあるかと思うんですが、第1の問題は水の瀬を変えることだと思うんですね。あの水の瀬を変えるにあたって右岸側に持って行ってほしいんですが、民地の関係があるとかどうのこうのとかいっておっしゃってますけど、その辺はやっぱり基本的に何らかの処置で、もっと上流側で振り向けるとか、何かの処置をとらないと同じことを繰り返すというふうに思います。ずっと以前にも真ん中にブルか何かで掘削した後があつて水が流れていましたけど、あのような形ではちょっと難しいかなと。やっぱりその辺のところはちょっと県に対して強く要望していただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○建部議長 これで緊急質問を終わります。

町長、あいさつを。

(「議長、動議です」の声あり)

○建部議長 何の動議ですか。

○濱野議員 建部議員の辞職勧告を提出をいたしますので、暫時休憩を求めます。

○建部議長 この動議に、今、賛成者が出ていません。

(「賛成」の声あり)

(「議事進行」の声あり)

○建部議長 西澤議員。

文書提出の必要が明記されています。動議の提出時に文書が提出されなけれ

ばなりません。

そういう点で今の動議そのものは、どういう趣旨なのか、どういう点で理由があるのかという点で、文書で確認をされなければなりません。文書の提出が義務づけられています。そういう動議であります。ですから、取り上げるべきではないと思います。そこは議長のはからいで文書作成の時間を使っていただいても結構ですけども、今の動議そのものは成立いたしません。

○建部議長 この件について、ほか、皆さんからご意見はありますか。

西川議員。

○西川議員 今回の濱野議員が出された動議を認めていただきたいと思います。1つには、我々が予想もしない議長の返事だった。出处進退だったと思いますので、準備してなかったのがまずいかどうのこうのという話があるんですが、暫時休憩をとっていただきたいと思います。

○建部議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 今回の動議は認めるべきではないと思います。やはり物事をきっちりやっていかんと、今後も外れた意見で、それを通していくということとはよくないことです。ですから、きっちりしたことで提出してするのならともかく今の状況では反対です。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 やはり濱野議員の動議を認めてもらい、明らかに議長の責任ということを追及していきたい。というのは、やはり12日の全協で、私たちは当然自分の出处進退を明らかにするということは、議長みずからがその場で終わるということは、すべて自分の辞職するという前提で我々は考えていたわけです。しかし、きょう、まさかこんな辞職しない。理由はいろいろさっき述べましたけれども、あなたははっきりと人の名前を、宝来君の名前を使って自分はその場を逃げた。要するに職員を売ったわけですよ。その人権は、彼女の人権はどうなるんですか。その責任もとらずに、私はやめない。そんなばかな話はないんですよ。だから、その辺を明らかにこれから、暫時休憩の時間に明らかにして、ここで提出したいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○建部議長 動議を許可しません。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 町長、ごあいさつを願います。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言あいさつを申し上げます。

9月3日から始まりまして9月定例会、17日間という非常に長い会期中で、本日閉会日を迎えました。

午前中、もう既に12時を回っておりますが、午前中に一般会計ならびに特別会計8会計、計9会計、皆さんのご理解をいただいて24年度予算の執行し

たことについて賛成、ご承認をいただきました。大変ありがとうございます。

私たちが24年度の予算編成にあたっては、教育や福祉、あるいは産業振興、農業振興、あらゆる分野において町民の負託に応えるべく満遍なく予算配分をさせていただきました。特に平成19年からスタートをいたしました甲良町せせらぎの里、道の駅、24年度末ですべてが終了をいたしました。特に24年度は直売館の建設、あるいは周辺道路の整備、土木、建築、電気、外構、甲良町の業者の皆さんに少しでも仕事の機会をとってもらいたい、そういう思いですべて分離発注をいたしました。小分けをしながら業者の皆さんには協力をいただいて、無事この3月23日にオープンをするというところまで行き、現在4月から本町において直営で運営をさせていただいております。おかげさまをもちまして、生産者組合員の皆さん、そして直売所の販売員の皆さん、一生懸命頑張っていたいただいて、当初の見込みよりかなりオーバーする形で売り上げも推移をするということになりました。

本日、その特別会計、少し理解をいただけなかったかなというのは、これは当初の売り上げから今現在推定では約1億は超えるであろうというような思いをいたしております。それだけの努力もしております。それだけの自信もあります。したがって、当初計画よりは大幅なアップと。それに伴うと、これは1億以上の入を持たないと出ができない。だから、今回は補正予算を組ませていただいた。そういうことなんです。したがって、例えばそれがまたこの12月議会で売り上げが伸びるようであれば補正を組ませていただいて、そして入と出のバランスをとる、そういう会計になるということでもあります。そのことを理解をいただきたいなど、このようにも思います。

それと、いよいよこの9月議会をもちまして、私は任期満了となります。11月9日が任期満了でありますから、したがって、この議会はきょうが最後の演台に立つということになります。私は、6月の定例会冒頭で、次期の町長選挙の出馬表明をさせていただきました。今まで4年間、いろんな方々の御支援をいただいて精いっぱい頑張ってきて、そして、おおむね公約の部分は達成をしてきているのではないかと、そういう私なりの判断をしておりますが、まだまだ道半ばの部分もございます。そういうことから、改めて町政に挑戦をさせていただき、そして、今後そうした課題に向けて取り組んでまいりたい、このような思いもしておりますので、議員各位のご支援も併せてお願いを申し上げまして、簡単でございますが、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

ご苦労さんでございました。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほど私が文書の提出が必要だということを行いましたので、その

根拠を述べずに言いましたので説明をしておきます。

議会規則第14条第2のところで、議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、所定の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。この規定が適用されています。ですから、動議の提出時に賛成者が1人以上いるのはもちろんですが、文書の提出も義務づけられていますので、そういう取りはかりをしていただいたと思います。

以上です。

○**建部議長** これをもって、9月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後0時19分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 阪 東 佐 智 男